

CBI 学会規約

第1章 総則

- 第1条 本学会は特定非営利活動法人情報計算法学生物学会が運営する事業の一つである。
- 第2条 この学会は、「情報計算法学生物学会」（以下本学会と略記する）と称し、略称を CBI 学会とする。
- 第3条 本学会の英文名は“The Chem - Bio Informatics Society”とする。
- 第4条 本学会は事務局を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本学会は化学と生物学の境界領域への計算機と情報学の応用を目的とする以下の活動を行う。
- 研究開発を支援するコンピュータシステムの構築と利用に関する研究
 - 生命現象を理解するための理論の研究
 - 医薬品の研究開発、毒性研究に関わる情報計算システムの研究
 - 上記の研究活動に関連する調査、懇談会、勉強会等の開催と資料の整理、刊行、情報の提供サービス
 - その他目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

- 第6条 本学会は個人会員及び法人会員で構成される。
- 個人会員は、本学会の目的に賛同し、活動に参加する者
 - 法人会員は、本学会の目的に賛同し、活動を支援する法人。ただし法人会員は別途定める「創薬研究会運営委員会」を構成するものとする。
- 第7条 本学会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書に年度毎に定められる参加費を添えて申込まなければならない。
- 第8条 本学会の会員は以下の特典を優先的に受ける。
- 本学会が主催する各種の会合、セミナーへの参加。
 - 本学会が発行する **CBI Journal** あるいはそれと同等の情報の配布。ホームページの会員限定コンテンツへのアクセス権。
 - 本学会の研究活動で得られた成果で、配布が可能なもの。
- ただし配布等に伴う経費については実費を負担しなければならない場合がある。
- また本学会以外の所で作成、あるいは所有されたもので、研究の便宜上本学会へ提供された有形、無形の資源については、提供者とかわされた契約によって拘束されるので、上記の規則はかならずしも適用されない。
- さらに会員はこれらの成果を学術、教育の目的を含め、事務局に無断で第3者に提供してはならない。

第4章 評議員及び会長

第9条 本学会に評議員をおく。

第10条 評議員は互選により会長を選出することができる。

第11条 会長は本学会の業務を総理する。

第12条 会長は、必要に応じて評議員を任命し、評議員会を開き、意見を求めることができる。

第13条 会長の任期は2年、評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5章 役員及び執行部会

第14条 会長は必要に応じて役員を評議員より任命し、執行部会を組織して学会業務を行う。

第15条 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。

第16条 会長を含む本学会の役員は、その職務に関して会より報酬を受けることができない。

第6章 運営

第17条 本学会は、会長が招集する評議員会を最高の議決機関として運営される。

第18条 評議員会は原則として年度毎に開催される。

第7章 その他

第19条 本規約に定めない事項は、執行部会にはかりこれに対処する。

付則

1. この規約は、2013年4月1日から実施する。
2. 第5章第15条、「本学会は、会長が招集する総会を最高の議決機関として運営される。」を「本学会は、会長が招集する評議員会を最高の議決機関として運営される。」と変更した。(2013年12月11日)
3. 第4章「本学会は事務局を神奈川県横浜市に置く。」を「本学会は事務局を東京都新宿区に置く。」と変更した。(2016年1月22日)
4. 第4章「本学会は事務局を東京都新宿区に置く。」を「本学会は事務局を東京都港区に置く。」と変更した。(2019年1月25日)
5. 「役員」及び「執行部会」の位置づけを明確にするために第4章、第5章、第6章の内容を修正し、また新たに第7章を設けた。(2021年8月10日)